水道料金の設定の考え方

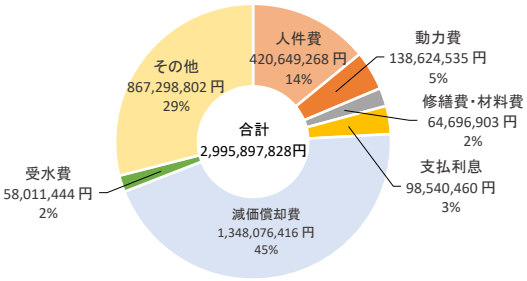
水道事業は水道料金で運営されています

周南市水道事業は周南市上下水道局が運営しています。
水道事業の運営に必要な経費の大半は「税金」ではなく、使用者の皆さまからいただいている「水道料金」によって賄われています。

安全な水を安定してお届けするためには、さまざまな経費がかかります

水道事業を運営するためには、取水から給水までにかかる経費や、メーターの検針や料金の収納にかかる経費など、さまざまな経費がかかります。
そのほか、施設を整備するために借りた借入金の支払い（支払利息）や、年月の経過による施設の価値の減少（減価償却費）といった経費もかかります。

令和7年度周南市水道事業会計決算　水道事業費用の内訳



必要な経費を賄えるように水道料金は設定されています

水道料金は、上記のようなさまざまな経費を賄えるように設定されており、使用者の皆さまが使用した水の量に応じてお支払いいただいております。
なお、経費の中には、検針をするための経費のように、使用された水の量に関係なく発生する経費がありますので、このような固定的な経費があることをふまえ、水道料金は、基本料金と従量料金に分けて設定されています。

基本料金のしくみ

水道料金は「基本料金」と「従量料金」の2種類で構成されています

水道料金表（１ヶ月分・税込）

区分／メーターの口径	基本料金	従量料金（1m³につき）			
		1～10m³	11～20m³	21～30m³	31m³～
20mm以下	550円	77.0円	157.30円	212.30円	240.90円

※口径25mm以上および公衆浴場用の料金については記載を省略しています。



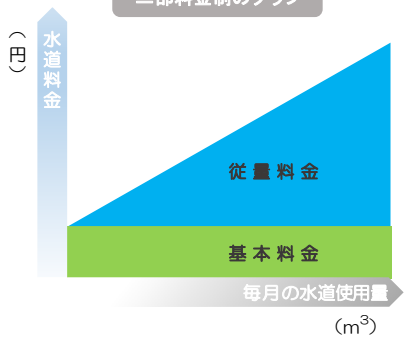
基本料金とは

口径の大きさごとに設定された定額料金のことをいいます。

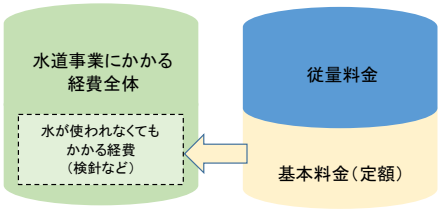
従量料金とは

使用した水の量に応じて負担していただく料金のことをいいます。

二部料金制のグラフ



水が使われなくてもかかる経費を負担していくため基本料金をいただいております



水道事業では、水が使われなくてもかかる経費があります（メーターの検針や料金の収納あるいは施設の管理に係る経費など）。このような経費については、使用した水の量に関わらず、基本料金として定額で負担していただいております。

使えば使うほど高くなる「逓増（ていぞう）制」

周南市をはじめ多くの市町村の水道料金は、使用した水の量が多くなればなるほど、1m³あたり従量料金（単価）が高くなるように設定されています。
このような料金体系を「逓増（ていぞう）制」といいます。
水は、私たちにとって欠かすことのできない限りある大切な資源であり、有効に使っていかなければなりません。
貴重な水資源が浪費されることのないよう、周南市の水道料金は逓増（ていぞう）制が採用されており、使用する水の量が多くなるほど単価が高くなるように設定されています。
逓増（ていぞう）制により、水を多く使用する使用者の方々の単価は高くなりますが、一方で、一般的な家庭など、使用する水の量が少ない使用者の方々の料金負担は、低く抑えられるという側面もあります。